

○薬物乱用防止教育の充実について（通知）  
（平成25年9月27日付25文科ス第379号）抄

記

- 1 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となること。
- 2 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。
- 3 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
- 4 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。
- 5 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。
- 6 学校警察連絡協議会等において合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報の提供を受けたり、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行ったりするなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化すること。
- 7 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ること。
- 8 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学生生活のために」が活用できること。

原議保存期間	1年(平成29年3月31日まで)
有効期間	二種(平成28年12月31日まで)

警視庁生活安全部長  
警視庁組織犯罪対策部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)

警察庁丁少発第7号、丁薬銃発第1号  
平成28年1月28日  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長

警察大学校生活安全教養部長  
警察大学校組織犯罪対策教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

学校と警察との連携による薬物乱用防止教育の更なる充実強化について(通達)  
少年の薬物乱用防止対策については、「少年の薬物乱用防止のための諸対策の推進について(通達)」(平成26年7月3日付け警察庁丙少発第37号、丙組薬銃発第23号)に基づき、諸対策を推進中のところである。

しかし、昨年11月、京都府において小学6年生の男子児童による大麻の吸引・所持事件や、本年1月、岐阜県において高校1年生の女子生徒による覚醒剤所持事件が検挙されるなど、少年への薬物乱用の広がりが懸念される。

各都道府県警察にあっては、下記の点に留意の上、学校等と連携した薬物乱用防止教室を積極的に開催するなど、薬物乱用防止教育の更なる充実強化を図られたい。

また、文部科学省においても各都道府県教育委員会教育長等宛てに「薬物乱用防止教育の推進について(通知)」(平成28年1月28日付け27初健食第41号別添参照)を発出し、警察等と連携した薬物乱用教育の強化推進を図ることとしているので、的確に対応されたい。

記

- 1 学校等に対し、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態及び有害性・危険性等について情報共有を徹底すること。
- 2 学校等の理解と協力を得た上で、薬物乱用事件の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室を積極的に開催すること。
- 3 学校等から薬物乱用防止教室等の協力要請があった場合は、積極的に対応すること。
- 4 薬物乱用防止教室の開催に当たっては、薬物乱用防止広報車、薬物の標本、パネル展示、ビデオ教材・啓発資料を積極的に活用し、薬物乱用の有害性・危険性等が強く印象に残るような内容・方法となるよう配慮すること。

(本件担当)

少年課企画・立ち直り支援係  
(800-3071、3073)

薬物銃器対策課企画係  
(800-3272、3274)